

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第五十六号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

牛の流行性感冒予防に関する規則中改正規則第二條の次の一條を加える。

第二條の二 家畜傳染病予防法第三十三條の規定により知事が指定する区域内の家畜市場、家畜共進会等牛を集合させる催物の開催を停止する。

第三條中「前二條」を「前三條」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告示

◇鳥取縣告示第三百九十八号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第二條の規定による移動を禁止する区域及び第二條の二の規定による牛を集合させる催物の開催を停止する区域を次のように指定する。

昭和二十六年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

移動禁止区域

日野郡、西伯郡、東伯郡、気高郡（神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、酒津村、日置村、日置谷村を除く）

催物の開催停止区域

日野郡、西伯郡、東伯郡、気高郡

昭和二十六年八月三十一日 金 曜 日
号 外

本書ノ大キサハ國定規格 五判